

独立行政法人大学評価・学位授与機構非常勤職員給与規則

平成16年4月1日

規則第43号

最終改正 平成23年3月8日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構非常勤職員就業規則（平成16年規則第40号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第21条の規定に基づき、非常勤職員の給与について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、非常勤職員就業規則第2条に定める非常勤職員に適用する。

(給与の種類)

第3条 非常勤職員に支給する給与の種類は、次のとおりとする。

一 基本給

区分	基本給
期間雇用職員	日給（勤務1日当たりの給与）
時間雇用職員	時間給（勤務1時間当たりの給与）

二 諸手当

通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当

(給与の支給日及び計算期間)

第4条 非常勤職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、計算期間を月の1日からその月の末日までとし、計算期間の翌月の17日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、土曜日に当たるときは、16日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは、前日に支給する。

3 第1項に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の給与を支給する日においてその差額を追給し又は控除する。

(基本給の決定)

第5条 非常勤職員の日給及び時間給は、各人別に決定し、労働契約書により提示する。

2 非常勤職員の給与は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して常勤職員の例により次の各号のとおり決定する。

一 日給は、その者を常勤職員として採用した場合に受けることとなる給与月額及びこ

れに対する都市手当相当の額の合計額に1.2を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額に、定められた1日の勤務時間を乗じて得た額の範囲内の額とする。

二 時間給は、その者を常勤職員として採用した場合に受けることとなる給与月額及びこれに対する都市手当相当の額の合計額に1.2を乗じて得た額を常勤職員の1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額の範囲内の額とする。

3 前項に規定する給与月額に対する都市手当相当の額は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「職員給与規則」という。）第24条に定める常勤職員の例に準じて決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、非常勤職員の採用が困難である場合、その他の特別の事情があると機構長が認める場合には、同項による額を超えて日給又は時間給を決定することができる。

5 日給を時間給に換算する場合は、第2項の規定により算出した日給を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。

（通勤手当）

第6条 雇用予定期間が1箇月以上の非常勤職員のうち、交通機関等により勤務することが常例である者には、職員給与規則第26条に定める常勤職員の例に準じて、通勤手当を支給する。ただし、1週間の勤務日が4日以下である時間雇用職員の通勤手当額は、常勤職員との均衡を考慮して、個別に定める。

（住居手当）

第7条 非常勤職員のうち、雇用予定期間が3箇月以上の期間雇用職員には、職員給与規則第25条に定める常勤職員の例に準じて、住居手当を支給する。

（超過勤務手当）

第8条 特別な事由により、非常勤職員に定められた勤務時間を超えて勤務させた場合には、職員給与規則第28条に定める常勤職員の超過勤務手当の例に準じて、超過勤務手当を支給する。ただし、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内においては、勤務1時間につき、時間給の100分の100を超過勤務手当として支給する。

（期末手当及び勤勉手当）

第9条 非常勤職員のうち、雇用予定期間が6箇月以上の期間雇用職員には、職員給与規則第32条及び第33条に定める常勤職員の例に準じて、期末手当及び勤勉手当を支給する。

（給与の減額）

第10条 期間雇用職員が定められた勤務時間内において勤務しない場合（その勤務しない時間が非常勤職員就業規則第41条に規定する年次休暇及び第46条に規定する特別休暇として承認された場合を除く。）は、第5条第5項の規定により算出した時間給に当該勤務しない時間数を乗じて得た額を日給から減額して給与を支給する。

(端数計算)

第11条 前条及び第5条に規定する日給又は時間給並びに第8条の規定する超過勤務手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第12条 この規則により計算した第3条に掲げる給与の種類それぞれの確定金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第13条 非常勤職員の給与は、通貨で直接本人にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 非常勤職員が給与の全部又は一部につき、自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第4条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

一 退職し、又は解雇されたとき。

二 本人が死亡したとき。

4 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず、当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に充てるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。

四 その他特に必要と認めるとき。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、常勤職員の例に準ずるもののほか、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。